

公募説明書

令和7年5月30日付けで公募に付した随意契約参加確認公募の詳細については、この公募説明書によるものとする。

1 公募する趣旨

本契約については、いじめをはじめとする児童生徒の多様な悩みに関する相談に対応するため、極めて高い専門性が必要になることに加え、相談内容を的確に把握し、迅速な支援につなげるため、旭川市域の事情に精通している必要があることから、「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本契約の受注を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあっては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあっては、契約予定者と応募者として競争性のある契約手続に移行する。

2 担当部局

旭川市10条通11丁目 旭川市子ども総合相談センター内

旭川市いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課

電話 0166-76-5523 FAX 0166-26-5508

3 契約概要

(1) 業 務 名 令和7年度チャットによるいじめ相談対応業務

(2) 契約内容 令和7年度チャットによるいじめ相談対応業務仕様書によるものとする。

(3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

4 応募要件

(1) 法人格を有する者であること。

(2) 旭川市内に事業所を有する者であること。

(3) 過去2年間に子ども、女性等に関する相談業務（チャットによるものに限る。）を地方公共団体から受託し、履行した実績を有する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 旭川市競争入札等参加資格者名簿に登載されている者は、公募の日から参加意思確認書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。それ以外の者にあっては、同要領別表第1及び別表第2に掲げる措置要件に該当していないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされ

ている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(7) 宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

(8) 市町村税（特別区にあっては都税）並びに消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

5 参加意思確認書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意思確認書（様式1）

イ 履歴事項全部証明書 ※発行日が3か月以内のもの

※旭川市物品購入等競争入札参加資格者である場合は提出不要

ウ 当該契約と同種契約の実績調書

エ 納税証明書（市町村税に滞納のないことの証明） ※発行日が3か月以内のもの

(2) 提出期限 令和7年6月20日（金）17時まで

(3) 提出場所 2に同じ

(4) 提出方法 持参すること。

(5) その他

ア 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書は無効とする。

イ 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 市長は、提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査以外に提出者に無断で使用しない。

エ 提出された参加意思確認書等は返却しない。

6 参加意思確認書等の審査結果通知

参加意思確認書等の提出があった者には、令和7年6月30日（月）までに次に掲げる事項を記載した参加意思確認結果通知書（様式2）をファクシミリにより通知する。

なお、通知期限の翌日において、いまだ通知が無い場合は、2に連絡し確認すること。

(1) 応募要件を満たすとした者にあつては、応募要件を満たすとした旨並びに今後の契約手続についての概要及び詳細について別途通知する旨

(2) 応募要件を満たさないとした者にあつては、応募要件を満たさないとした旨及びその理由並びに所定の期限までに応募要件を満たさない理由について説明を求めることができる旨

7 その他

(1) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とする

ともに、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(2) その他の本公募に関する問い合わせ先 2に同じ。